

第4 車両の安全性の確保

1 自動車アセスメント情報の提供等

実施機関	国土交通省関東運輸局山梨運輸支局
1 実施計画の方針及び重点 自動車アセスメント情報の提供等	
2 実施計画の内容 自動車使用者が安全な車を選ぶために、自動車の車種ごとに安全性能に関する情報を提供し、より安全な自動車の普及拡大を図る。 また、チャイルドシートについても、安全性能試験結果の情報を提供し、安全なチャイルドシートの普及を促進する。	

2 自動車の検査及び点検整備の充実

実施機関	国土交通省関東運輸局山梨運輸支局
1 実施計画の方針及び重点 (1) 自動車の検査体制の充実 (2) 自動車の点検整備の充実 (3) 不正改造車の排除 (4) ディーゼル車が排出する大気汚染物質等低減対策の推進 (5) 自動車分解整備事業、指定自動車整備事業の適正化 (6) 乗合バス等のバリアフリー化の推進	
2 実施計画の内容 (1) 自動車の検査体制の充実 道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備、及び不正二次架装の排除等を図るため自動車検査の高度化等、質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図る。 (2) 自動車の点検整備の充実 自動車の安全性の確保と公害防止の観点から整備管理者研修、自動車運送事業者研修及び街頭検査等を通じて点検・整備の励行について関係者を指導するとともに、特に定期点検整備の実施率が低調である自家用自動車の使用者に対して保守管理の啓蒙を図るため、自動車関係団体の協力の下に「自動車点検整備推進運動」を展開するなど、広報活動を積極的に推進する。	

(3) 不正改造車の排除

暴走族等の不正改造車及び過積載を目的とした不正改造車を排除し、自動車の安全運行を確保するため、整備管理者研修、整備主任者研修、自動車検査員研修等各種研修会を通じて不正改造防止の周知徹底を図るとともに、これを重点とした街頭検査をより一層充実強化し、自動車ユーザーの指導に努める。

また、県警、県及び各市町村並びに自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を推進する。

(4) ディーゼル車が排出する大気汚染物質等低減対策の推進

ディーゼル車が排出する黒煙及び浮遊粒子状物質（SPM）を含めた有害物質の低減を図るため、整備管理者研修会等各種研修会を通じて、ディーゼル車の使用者に対し、適切な点検整備の励行、不正軽油の使用禁止の周知徹底を図るとともに、街頭検査を実施し自動車ユーザーの指導に努める。

(5) 自動車分解整備事業、指定自動車整備事業の適正化

ア 自動車の技術進歩に対応した適切な点検整備の確立、新技術の活用を図るため「技術資料の充実」及び「技術相談窓口の活用」等について、業界団体を指導し、新技術に対応した点検整備体制の充実強化に努める。

また、自動車の技術革新に対応して整備主任者の知識及び技能を向上させるため、法令主体の研修のほか、新機構、新装置等の実習を含む技術研修の充実に努め、資質の向上を図る。

イ 自動車分解整備事業における関係法令の遵守と点検整備の適正な実施を徹底させるため、自動車関係団体に指導体制の確立を図るよう指導する。

特に不正改造防止に関しては、敏速に対応できるよう体制を充実させるとともに、整備事業者に対して随時立ち入り検査を実施する等指導監督を強化する。

ウ 法令を遵守し、自動車の安全性を確保するため、指定自動車整備事業者に対する講習及び自動車検査員、整備主任者に対する研修を行い、遵守事項等の周知徹底を図る。

エ 指定自動車整備事業の適正な事業運営を推進するため、随時監査を実施し、整備不良及び不正改造の防止など指導監督を強化する。

(6) 乗合バス車両のバリアフリー化の推進

高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、乗合バス車両のバリアフリー化を推進し、利用する高齢者、身体障害者等の移動に係る身体の負担を軽減することにより、移動の利便性及び安全性の向上の促進を図る。

3 リコール制度の充実・強化

実施機関	国土交通省関東運輸局山梨運輸支局
1 実施計画の方針及び重点 リコール制度の適正な運用と充実	
2 実施計画の内容 自動車の設計や製作に起因する不具合による事故を未然に防止し、自動車ユーザー等を保護するためのリコール制度を適正に実施するため、自動車ユーザー等から安全や環境に影響を及ぼすと考えられる自動車の不具合情報の収集、提供を受けるための情報窓口である自動車不具合情報ホットラインの活用を図り、リコール対象車両の早期発見に努める。	

4 自転車の安全性の確保

実施機関	県公安委員会（警察本部交通企画課）
1 実施計画の方針及び重点 <u>(1)</u> 自転車利用者に対する交通安全意識の高揚 <u>(2)</u> 灯火の取付けの徹底と反射器材の普及促進	
2 実施計画の内容 <u>(1)</u> 自転車利用者に対する交通安全意識の高揚 ア 自転車安全利用五則を活用した自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知と街頭指導の強化等による改正された自転車の路側帯の左側通行を含む自転車のルールを遵守した安全利用の促進を図る。 イ 自転車利用者に対し効果的にルール周知を図るため、無灯火、二人乗り、信号無視、一時停止及び車道の右側通行等、歩行者や他の車両に危険を及ぼす違反等について街頭における積極的な指導啓発活動を推進するとともに、学校や地域と連携した小学生、中・高校生、高齢者に対する交通安全教育の充実強化を図る。 <u>(2)</u> 灯火の取付けの徹底と反射器材の普及促進 夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。	

第5 道路交通秩序の維持

1 交通指導取締りの強化等

実施機関	県公安委員会（警察本部交通指導課）
<p>○ 効果的な交通指導取締り活動の推進</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 交通事故防止に資する交通指導取締り及び街頭活動の推進(2) 飲酒運転根絶に向けた取締りの一層の強化(3) 無免許運転の罰則強化等を踏まえた取締りの強化(4) 危険ドラッグ使用の疑いがある運転者に対する厳正な取締りの推進(5) 自転車の安全利用に向けた指導取締りの推進(6) 通学路における効果的な指導取締りの推進(7) 違法駐車対策の推進(8) 各種機器の効果的活用による指導取締りの強化 <p>2 実施計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 交通事故防止に資する交通指導取締り及び街頭活動の推進<ol style="list-style-type: none">ア 取締りのあり方については、「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」を踏まえ、限られた体制で交通事故の抑止に資する交通指導取締りを推進するため、交通実態や交通事故の発生状況等の分析結果から検証し、検証結果を実施計画の見直しに反映させ、PDSAサイクルを一層機能させる。イ 交通事故の抑止、被害軽減等を図るには、総合的な速度管理が重要であることについて、交通指導取締りの効果を示すなど具体的かつ分かりやすい情報発信に努め、交通事故情勢に応じた速度取締り指針の設定についての情報発信をする。<p>速度取締り指針の内容については、交通事故実態を初めとする道路、地域等の実情の変化を踏まえ、合理的かつ分かりやすく必要に応じ検証と見直しを図る。</p>ウ 地域の交通実態や交通事故の発生状況を分析した上で、交通事故の多発する路線及び交差点において、赤色灯を点灯させた白バイやパトカーによる警戒活動を推進し通学時間帯や薄暮時間帯における街頭活動を推進する。(2) 飲酒運転根絶に向けた取締りの一層の強化<p>重大交通事故に直結する飲酒運転を根絶するため、取締り時間、場所、手段等創意工夫を凝らした効率的な取締りを一層強化するとともに、飲酒運転を助長し容認する者の飲酒運転周辺3罪（車両等提供罪、酒類提供罪、同乗罪）を立件するほか、適切な広報により飲酒運転の危険性の周知を図る。</p>(3) 無免許運転の罰則強化等を踏まえた取締りの強化<p>無免許運転に対する強力な交通指導取締りを推進するとともに、運転者だけでなく無免許周辺2罪（自動車等提供罪、同乗罪）を立件して無免許運転の危険性の周知を図る。</p>(4) 危険ドラッグ使用の疑いがある運転者に対する取締りの強化<p>蛇行運転等の異常な運転行為を発見した場合はあらゆる法令の適用を視野に入れた取締りを強化する。</p>	

- (5) 自転車の安全利用に向けた指導取締りの推進
 自転車の安全利用に向け、指導警告活動を一層強力に推進し、指導警告に従わないなど悪質危険な違反については、積極的な検挙措置を講じる。
- (6) 通学路における効果的な指導取締りの推進
 通学路における児童の安全を確保するため、交通事故の発生状況、地域住民からの取締りの要望等を踏まえ、通学時間帯において、通行禁止を始めとする児童の安全を脅かす交通違反に重点を置いた交通指導取締り活動を推進する。
- (7) 違法駐車対策の推進
 悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反に重点を指向して、地域の駐車実態、地域住民の意見・要望等に即した取締り活動ガイドラインによるメリハリを付けた取締りを推進する。また、ガイドラインについては、定期的な見直しを行い、違法駐車の実態を反映したものになるよう努める。
 このほか、駐車監視員による放置車両の確認等に関する事務の適切かつ円滑な運用、悪質な運転者に対する責任追及の徹底、放置違反金制度による使用者責任の追及に努め、駐車秩序の確立を図る。
- (8) 各種機器の効果的活用による指導取締りの強化
 ア 各種取締り機器の整備充実を努めるとともに、交通事故に直結する著しい速度違反に対しては、高速走行抑止システム、車載式速度違反取締装置の有効活用により、取締りの強化を図る。
 イ パソコン等を活用した交通事故原因の分析を踏まえて、事故抑止を図るための先制かつ効果的な取締りの強化を図る。
 ウ 取締り場所の確保が困難な生活道路や深夜時間帯においても速度取締りが行えるよう、海外において導入例のある速度取締り機器の導入を図るなど、取締り用装備資機材の改良等科学技術の進歩に対応した資機材導入に努める。

実施機関

国土交通省甲府河川国道事務所

1 実施計画の方針及び重点

直轄国道における特殊車両の取締りの強化

2 実施計画の内容

特殊車両の通行許可制度（道路法47条の2）の徹底を図るため、所轄警察署の協力を得て、指導取締りを行い、運転者及び運行管理者に車両制限令等の遵守を指導する。

1 実施計画の方針及び重点

- (1) 高速道路における交通の安全確保
- (2) 高速道路における交通円滑化対策の推進
- (3) 重大事案発生時における被害の拡大防止と適正な交通事故事件捜査の推進

2 実施計画の内容

(1) 高速道路における交通の安全確保

ア 悪質性・危険性・迷惑性の高い速度超過、飲酒運転や交通の流れを阻害する通行帯違反等を重点とした指導取締りを推進する。

イ 関係機関との連携により、被害軽減効果の高いシートベルト及びチャイルドシート着用の普及啓発活動を推進するとともに、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト装着等義務違反の指導取締りを推進する。

ウ 大型貨物自動車等による重大事故防止のため、各種関係法令を適用し、飲酒運転、速度超過等の指導取締りを強化する。

エ 逆走行為は重大事故に直結する危険な行為であるため、的確な検挙措置を講じるほか、一定の病気にかかっている疑いがある場合の運転者保護や臨時適性検査の実施の検討等、適切な措置に努める。

オ 故障車両や交通事故により停止中の場合の歩行中の事故が後を絶たないことから、高速道路の安全利用を促進するための広報啓発活動を推進する。

カ 現在、建設計画が進んでいる高速道路については、計画段階からの道路管理者との協議を十分に行い、交通の安全に必要な対策の申し入れを行うなど、先行対策を推進する。

(2) 高速道路における交通円滑化対策の推進

ア 警ら活動や交通管制センター等との連携により、高速道路及び関係道路における交通情報を幅広く収集し、交通情報の迅速・的確な提供を推進する。

イ 関係機関との連携を密にして、道路工事時期、規制方法等の調整、行楽期や旧盆期等の交通量増加時期における特別対策等、所要の交通渋滞緩和対策を推進する。

ウ 交通事故発生時においては、滞留車両の早期排出、実況見分の迅速化、事故車両の早期排除の強化に努めるとともに、大規模交通災害を想定した適切な迂回誘導の実施に努める。

(3) 重大事案発生時における被害の拡大防止と適正な交通事故事件捜査の推進

大規模な多重事故、危険物運搬車両による事故等重大事故が発生した際の被害の拡大及び交通の混乱を防止するため、初動措置要領を確認するための道路管理者、消防機関等と連携した総合的訓練の実施、装備資機材の整備を推進する。

また、迅速かつ的確な初動捜査に加え、綿密な実況見分や科学捜査により徹底した事故原因の究明に努めるとともに、適正な交通事故事件捜査を推進する。

2 交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制の強化

実施機関

県公安委員会（警察本部交通指導課）

○交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制の強化・被害者支援の推進

1 実施計画の方針及び重点

- (1) 悪質な交通事故事件等に対する適正かつ綿密な捜査の推進と捜査体制の強化
- (2) 科学的な交通事故捜査の推進
- (3) 被害者支援の推進

2 実施計画の内容

- (1) 悪質な交通事故事件等に対する適正かつ綿密な捜査の推進と捜査体制の強化

ア 適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するため、的確な捜査指揮体制と客観的証拠に基づいた立証措置を講ずるとともに、幹部による捜査の進捗状況等の的確な把握と捜査管理を推進する。

イ 捜査力を強化するため、技能指導官による教養、新任交通捜査員の育成教養を実施し、実務能力向上に努めるほか、悪質な交通事故事件等に対する適正かつ緻密な捜査の推進と捜査体制の強化、危険ドラッグを含めた悪質・危険性を伴う重大な交通事故事件及び事故原因の究明が困難な交通事故事件に迅速かつ的確に対応するとともに、客観的な証拠収集の徹底等ち密な捜査を推進するため、専任の交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官を効果的に運用し、交通事故現場捜査支援体制の充実を図る。

ウ ひき逃げ事故をはじめとする、重大な交通事故事件発生に伴う初動捜査を迅速かつ的確に推進するため、指定交通捜査員制度の効果的活用等による集中捜査体制の強化を図る。

エ 物件交通事故現場臨場省略制度及び交通事故情報管理システム（オンライン化による事故統計並びに交通事故捜査関係書類の作成）の効果的活用による省力化を推進して、重大交通事故等の現場捜査への警察力の強化を図るとともに、各種装備資機材の整備を促進する。

オ 悪質交通法令違反の根絶を期すため、運行管理、車両管理、労務管理等に係わる構造的違反に対する背後責任の徹底追及を図る。

カ 山梨運輸支局、損害保険会社、他関係機関等との連携を推進し、交通事故事件に係わる偽装事犯捜査の強化を図る。

キ 酒酔い運転や薬物運転等による重大交通事故について、危険運転致死傷罪、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪等の適用に向けた捜査を積極的に推進する。

- (2) 科学的な交通事故捜査の推進

ア 科学的捜査を推進するため、交通事故鑑識官を効果的に運用し、現場資料の徹底した採取と各種捜査基礎資料及び鑑識装備資器材の整備充実を図る。

イ 証拠収集の万全を期すため、機動鑑識班との連携を強化するとともに、学識経験者等による鑑定を踏まえた捜査の推進を図る。

ウ 交通事故事件捜査に関する専門的な知識技能の修得のため、専科教養をはじめとした実践的な教養訓練の計画的推進を図る。

エ 現場痕跡等からの速度鑑定、挙動解析交通事故現場においたち密な捜査を徹底し、交通事故自動見分システムの積極的活用を推進する。

オ 防犯カメラ映像等の客観的資料の収集を徹底し、入手画像からの速度鑑定や車種推定等への効果的な活用を推進するとともに、県内に7箇所設置されている交通事故自動記録装置等の積極的活用を推進する。

- (3) 被害者支援の推進（被害者支援及び交通事故被害者等に対する相談活動の実施等）

ア ひき逃げ事件、交通死亡事故、全治3ヶ月以上の重傷を負った事故及び危険運転致死傷罪等に該当する事件の被害者及びその家族又は遺族（以下「交通事故被害者等」という。）に対して、捜査状況等の連絡を行うほか、事故概要等の説明を求められた場合、適切な対応と交通事故被害者等の心情に配慮した適切な被害者連絡を行う。

イ 「被害者の手引き」及び「現場配布用リーフレット」の配布等により、刑事手続き、損害賠償手続き等の教示、交通事故被害者等の救済を目的とする機関の紹介等、適切な相談活動を推進する。

3 暴走族対策の強化

実施機関

県リニア交通局（交通政策課） 県公安委員会（警察本部交通指導課）

○ 暴走族及び違法行為を敢行する旧車會への対策の強化

1 実施計画の方針及び重点

- (1) 取締り等の強化
- (2) 総合的施策の推進

2 実施計画の内容

(1) 取締り等の強化

ア 現場検挙等による暴走行為等の封圧

暴走族事案に対しては、事前情報に基づく先制的な取締りを実施し、暴走族阻止・検挙用資機材や暴走行為採証用資機材の導入及び効果的活用を図り、共同危険行為等を始めとする暴走行為に対しては、あらゆる法令を適用して、現場検挙を強化する。

イ 不正改造車両等に対する取締り

騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号票表示違反等、車両の不正改造の取締りを強化する。また、車両の不正改造事案については、確実に整備通告を実施するとともに、道路運送車両法による整備命令制度の効果的な運用が図られるよう関係機関との連携を強化し、さらに、不正改造業者に対する取締りを強化する。

ウ 暴走族グループ等の解体に向けた取組の強化

あらゆる活動を通じて暴走族に関する情報収集を行い、暴走族の実態を把握するとともに、把握した暴走族については、組織的に個別指導・補導を実施して、暴走族の解体、暴走族からの離脱及び再組織化の防止を図る。また、違法行為を敢行する旧車會グループについても、整備不良車両運転、消音器不備、騒音運転、番号票表示義務違反等の各種法令違反行為に対する徹底した取締りを行い、その解体を推進する。

(2) 総合的施策の推進

ア 関係機関との連携強化

暴走族及び少年の非行防止に関する関係機関・団体等との連携を強化し、暴走族対策会議の活性化を図るとともに、暴走しにくい道路環境の整備、い集場所として利用されやすい施設の適切な管理、暴走行為を助長する自動車等の不正改造の防止、不正改造車に対する給油の自粛等措置について積極的に働きかける。

イ 暴走族への加入防止対策の推進

暴走族への人的供給を遮断するため、中学生等を対象とした交通安全教室等で暴走族の危険性・悪質性について理解を深めさせるなど効果的な暴走族加入防止対策を推進する。

ウ 暴走族追放気運の醸成

県民に対して「暴走を『しない』『させない』『見に行かない』」等の暴走族追放スローガンの徹底を図る。また、各種メディアに対し、暴走族による不法行為の実態、暴走族の取締り状況等について、タイムリーな素材を提供するとともに、各種広報活動等を通じて、暴走族追放気運の醸成を図るなどして、暴走族対策への県民の理解と協力の確保に努める。

第6 救助・救急活動の充実

1 救助・救急体制の整備

実施機関	県総務部（消防保安室）
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 救急・救助体制の充実(2) 中央自動車道等における救急・救助体制の充実(3) 救急・救助隊員の教育訓練の充実(4) 応急手当等の普及啓発の促進(5) 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進 <p>2 実施計画の内容</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 救急・救助体制の充実 交通事故による救急・救助や多数の負傷者を伴う大規模交通事故等に的確に対応するため、県下消防本部に対して高度な応急処置を行うために必要な高規格救急自動車、高度救助資機材を積載した救助工作車の整備を促進するとともに、関係機関との連絡体制を整備する。(2) 中央自動車道等における救急・救助体制の充実 中央自動車道消防相互応援協定等に基づき、関係機関相互の連携を強化し、中央自動車道、中部横断自動車道における救急・救助体制の一層の充実を図る。(3) 救急・救助隊員の教育訓練の充実 救急・救助業務の迅速かつ的確な遂行を図るため、山梨県消防学校において、救急隊員が行う応急処置の範囲の拡大に伴い設置された専科教育救急科の充実及び救助隊員が的確な救助活動ができるよう、高度資機材を使用した教育訓練の充実を図る。 また、救急救命士を含む救急隊員の知識・技術を高めるため、関係機関等が一体となったメディカルコントロール体制を確立し、救命率の向上を図る。(4) 応急手当の普及啓発の推進 事故現場に居合わせた者が、的確な応急手当が行えるよう、各消防本部において一般住民を対象とした講習会を開催するなど、より多くの住民に応急手当等が行えるよう普及啓発の促進を図る。(5) 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進 ヘリコプターは、事故の状況把握、負傷者の救急搬送に有効であることから、救急業務におけるヘリコプターの積極的な活用を推進する。	

2 救急医療体制の充実

実施機関

県福祉保健部（医務課）

1 実施計画の方針及び重点

- (1) 休日及び夜間診療体制の整備
- (2) 救命救急医療体制の整備
- (3) 救急医療情報システムの運営

2 実施計画の内容

- (1) 休日及び夜間診療体制の整備

休日及び夜間の救急医療体制として、①当番医が特定の施設に交代で勤務するセンター方式、②診療所が当番で診療に当たる在宅当番医制方式、③病院が当番で診療に当たる病院群輪番制方式により、救急患者に対処する初期及び2次救急医療体制をとっている。

また、小児の救急医療体制として、小児初期救急医療センターでの初期救急及び小児病院群輪番制による2次救急医療体制をとっている。

これらの救急医療体制の円滑な推進及び一層の充実を図る。

- (2) 救命救急医療体制の整備

初期・2次救急医療の後方診療として、重篤救急患者に対応するため、県立中央病院救命救急センターに医師等が24時間常時待機するとともに、必要に応じて医師団が応援するオンコール体制が確立されており、全県下の救命救急医療（3次救急）に対処する体制をとっている。

また、救命率の大幅な向上や後遺症の軽減に向けて、県民に等しく高度・専門的な救急医療を提供するため、平成24年4月から、県立中央病院を基地局として山梨県ドクターヘリの運用を開始するとともに、平成26年8月から神奈川県及び静岡県との広域連携による相互支援を実施している。

- (3) 救急医療情報システムの運営

県下全域を対象に、インターネットを活用して医療機関の応需情報を収集し、搬送機関や住民へ情報提供を行うとともに、広域災害などに対応した情報システムにより、本県の救急医療体制を情報面から支援していく。

第7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進
1 自動車損害賠償保険制度の充実等

実施機関	国土交通省関東運輸局山梨運輸支局
<p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 検査対象外自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）加入率の向上 (2) 監視活動の強化</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 検査対象外自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）加入率の向上</p> <p>自動車損害賠償責任保険（共済）への加入促進については、従来から種々の対策を講じてきているが、軽二輪自動車及び原動機付自転車については、車検制度を通じた加入状況のチェックができないため、特にこれらの車両を対象として自動車輸送安全総点検及び自賠責制度PR実施期間（毎年9月）並びに全国交通安全運動実施期間中を重点に街頭取締りを実施して自動車損害賠償責任保険（共済）への加入を促進する。</p> <p>また、検査対象自動車においても、車検切れ等により未加入（未付保）が判明した場合は、警告書を交付するなど対応を強化する。</p> <p>(2) 監視活動の強化</p> <p>自動車損害賠償責任保険（共済）に加入していない軽二輪自動車及び原動機付自転車に対しては、指導員制度による監視活動を積極的に推進する。</p>	

2 損害賠償の請求についての援助等

実施機関	県企画県民部（県民生活センター）
<p>○交通事故相談活動の推進</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>交通事故では、当事者（被害者・加害者）間の利害が相反し、主張がくい違い、紛争が生ずるケースが多い。</p> <p>交通事故相談を通じ、かかる紛争が速やかに終結するように助言し、ひいては、交通事故発生への減少に寄与するため、交通事故相談活動を推進する。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 専任相談員の研修会、講習会への積極的参加による資質の向上(2) 弁護士による相談の強化、充実(3) 巡回相談の実施(4) 広報媒体の活用並びにパンフレットの配布等による交通事故相談活動の周知徹底	

3 交通事故被害者支援の充実強化

実施機関

国土交通省関東運輸局山梨運輸支局

1 実施計画の方針及び重点

独立行政法人自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する育成資金等の貸し付け、交通遺児育成基金の行う交通遺児育成のための基金事業、学資負担の困難な交通遺児等に対する援助措置の充実を図るほか重度後遺障害者に対する介護料の支給等援助措置の充実に努める。

また、万が一県内で公共交通の事故が発生した場合、国土交通省に設置されている「公共交通事故被害者支援室」の現地窓口として、関係機関等の協力を得ながら、情報提供のための窓口機能を担う。また、被害者等がふたたび平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネートを行う。

2 実施計画の内容

(1) 交通遺児等の貸し付け事業

自動車事故によって一家の支柱である働き手が死亡したり、重度の後遺障害が残ることとなった被害者の子弟の健全な育成を図るため、中学卒業までの遺児等を対象とし、育成資金の無利子貸し付けを行っている。

平成27年1月末現在の交通遺児等貸し付け者数は、全国で250人（うち新規貸し付け者数は38人）、貸付金額は、61百万円となっている。

貸し付け対象者：自動車事故により死亡した者または重度の後遺障害が残った者の子弟で、その保護者が生活保護法の被保護者、所得税を納めることを要しない者等。

貸し付け金額：一人につき一時金155,000円、以後月額20,000円

小学校及び中学校入学時に入学支度金44,000円

貸し付け期間：貸し付け決定時から中学校を卒業するまで

利子：無利子

返還方法：貸し付け期間終了後6カ月または1年の据置期間が経過したのち月賦または月賦・半年賦併用のいずれかによる20年間以内の均等分割返還。

ただし、高校、大学等への進学者は卒業まで返還を猶予

(2) 介護料の支給事業

介護料は、自動車事故が原因で、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため終身就労ができず、移動、食事、排泄などの日常生活動作について、常時または随時の介護が必要な状態である方に支給する。

平成27年1月末現在の介護料支給者数は全国で4,598人（うち新規支給者数127人）、支給金額は2,287百万円となっている。

① 支給対象者

ア 自賠責保険等による後遺障害等級認定通知書が次のいずれかに該当するもの。

(ア) 平成14年3月31日以前の事故－旧自賠法施行令別表の等級

- ・後遺障害等級が「1級3号」または「1級4号」の方（常時要介護）
- ・後遺障害等級が「2級3号」または「2級4号」の方（随時要介護）

(イ) 平成14年4月1日以降の事故－自賠法施行令別表

- ・後遺障害等級が「1級1号」または「1級2号」の方（常時要介護）
- ・後遺障害等級が「2級1号」または「2級2号」の方（随時要介護）

注：「自賠法」とは、「自動車損害賠償保障法」のことをいう。

イ 次の方は所定の書式による診断書（事故後18ヶ月以上経過し症状が固定したと認められるもの）の提出が必要となる。

(ア) 自賠責保険等による後遺障害等級が上記アのいずれかに認定されているが、紛失等により同認定通知書または写しを提出できない方。

(イ) 自賠責保険等による後遺障害等級の認定を受けていない方

② 対象者が次のいずれかに該当するときは支給しない。

ア 自動車事故対策機構が設置した療護施設に入院したとき

イ 法令に基づき重度の障害を持つ者を収容することを目的とした施設に入所したとき

【特別養護老人ホーム〔老人福祉法〕、身体障害者療護施設・重度身体障害者更生援護施設〔身体障害者福祉法〕、重症心身障害児施設・国立療養所〔児童福祉法〕及び労災特別介護施設〔労働者災害補償保険法〕】

ウ 病院または診療所に入院したとき【ただし、家族による介護の事実がある場合を除く】

エ 労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付または介護給付を受けたとき

オ 国家公務員災害補償法に基づく介護補償の給付を受けたとき

カ 地方公務員災害補償法に基づく介護補償の給付を受けたとき

キ 船員保険法に基づく介護料の給付を受けたとき

ク 介護保険法に基づく介護給付を受けたとき

ケ 民法その他の法律による損害賠償であって介護料に相当する給付を受けたとき

③ 受給資格者の主たる生計維持者（ご家族等の中で所得の一番多い方）にかかる前年の合計所得金額が1千万円を超えると認められるときは、その年の9月から翌年の8月までの間は、介護料は支給できない。

④ 支給金額

ア 月額で支給する。ただし、その月の介護に要した費用（訪問看護等在宅介護サービス、介護用品目限定購入）の負担額が上限額までの範囲内で支給額となりますが、当該額が下限額に満たない場合は、一律定額として下限額が支給される。

(ア) 常時介護が必要な方のうち「重度後遺障害診断書」で症状が「最重度」と認められた方・・・68,440円～136,880円

(イ) 上記(ア)以外で常時の介護が必要な方・・・58,570円～108,000円

(ウ) 随時の介護が必要な方・・・29,290円～54,000円

イ 短期入院費用の助成

入院の期間が2日以上14日以内の場合に限り、その費用（室料差額及び食料費）について、1日あたり1万円で換算することとし、この額に、患者移送費の実額を別途加算する。ただし、年間45日以内かつ年間45万円以内の範囲内で上記アとは別枠で助成する。

(3) 公共交通事故被害者支援業務

① 事故発生直後の対応

事後が発生した直後から、被害者家族等からの相談・要望を伺いながら、以下の対応を行う。

・被害者の安否情報を収集・整理し、被害者家族等に提供

・被害者等のニーズに応じ、事業者等による避難場所・宿泊施設・交通手段の手配等をコーディネート

・警察・消防等に被害者等のニーズを伝達 など

② 中長期的対応

事故発生後一定期間が経過した後も、被害者等からの相談・要望を伺いながら、以下の対応を行う。

・事故当事者である交通事業者に対する指導・助言

・事故調査情報、規制の見直しに関する情報の提供

・生活相談、「心のケア」に関する相談等を受け、関係機関を紹介 など

実施機関	県教育委員会（高校教育課）		
1 実施計画の方針及び重点			
公益財団法人山梨みどり奨学会において、昭和44年度から実施している交通被災遺児に対する奨学金等の給付事業を本年度も引き続き実施し、経済的な援助と精神的な支援を図る。			
2 実施計画の内容			
(1) 奨学金給付事業 保育所・幼稚園児、小学生、中学生 月額 3,000円を給付する。			
(2) 入学支度金給付事業 奨学金の給付を受けていた者が県内の高等学校等に入学した場合は、入学支度金50,000円を給付する。			
(3) 就職支度金給付事業 中学校及び高等学校等の卒業生が、卒業後1年以内に就職した場合は、就職支度金30,000円を給付する。			
平成26年度事業計画			
種 別	区 分	給 付 人 員 (人)	事 業 費 (千円)
奨 学 金	保 育 所 ・ 幼 稚 園 児	4	1 4 4
	小 学 生	2 4	8 6 4
	中 学 生	2 1	7 5 6
	小 計	4 9	1, 7 6 4
入学支度金	高等学校・各種学校生徒	1 0	5 0 0
	小 計	1 0	5 0 0
就職支度金	中学校卒業後の就職者	1	3 0
	高等学校(各種学校含)卒業後の就職者	2	6 0
	小 計	3	9 0
合 計		6 2	2, 3 5 4

実施機関

東海旅客鉄道株式会社

1 実施計画の方針及び重点

東海道新幹線及び東海道本線の連絡線として、また、沿線の通勤、通学輸送、及び沿線観光地への安全安定輸送を確保し、路線の強化、災害防止対策等、鉄道環境の整備を強化促進する。

2 実施計画の内容

(1) 路線の安全

安全・安定輸送の確保及び乗り心地向上のため、線路を定期的な検査と日々の保守により維持・管理している。更に保守作業の機械化、検査の装置化・システム化により軌道の強化・改善に取り組む。

(2) 雨対策

雨対策では、盛土や切取区間ののり面にコンクリート等の防護工や排水を促進するための排水設備を行う等の対策を実施する。

また、落石が発生するおそれのある箇所には、防護施設として落石防止工を整備する。

実施機関

富士急行株式会社

1 実施計画の方針及び重点

沿線の皆様、通勤・通学のお客様並びに観光旅客の安全を確保するため、施設の近代化、軌道の強化等鉄道環境の整備を強化促進する。

2 実施計画の内容

区 分	計 画 件 名	計 画 量	備 考
軌 道 強 化	軌 道 道 床 改 良	1 4 0 m	
	コ ン ク リ ー ト 枕 木 化	6 0 0 本	
	合 成 枕 木 化	4 0 本	分岐器30本、本線10本
	重 軌 条 化	1, 2 0 0 m	
電 路 施 設 整 備	コ ン ク リ ー ト 柱 化	3 2 本	
運 転 保 安 設 備	A T S (分岐器用) 増設	1 箇所	
踏 切 安 全 設 備	簡 易 遮 断 機 増 設	2 1 箇所	全4種踏切対応化 都留市、西桂町

第2 鉄道の安全な運行の確保

1 全 般

実施機関

東日本旅客鉄道株式会社・東海旅客鉄道株式会社

○ 交通事故防止

1 実施計画の方針及び重点

春、秋の交通安全運動を実施して、踏切の無謀通行等鉄道交通の事故防止に努めるとともに、特に線路への置石及び悪質な妨害行為が多発傾向にあるので、鉄道妨害防止運動を展開し、妨害行為の撲滅と、安全で快適な交通環境を確保するため、これらの対策と広報活動を積極的に推進する。

2 実施計画の内容

- (1) 看板、チラシ、放送等により鉄道妨害防止を呼びかけ、鉄道交通の安全意識の高揚を図る。(年間)
- (2) 春の交通安全週間の期間中に市町村、警察署、会社等の協力のもと踏切事故の実設訓練を実施し、事故防止を図る。
- (3) 県・市町村広報紙による妨害防止への協力を要請する。(随時)
- (4) 自動車教習所、自治会、小学校、幼稚園、保育所などを対象に、妨害防止についての協力を要請するほか、広報活動を行う。(春、秋)
- (5) 線路、踏切道などを巡回・点検して指導を行う。
- (6) 警察当局による犯人捜査などの協力を得て、妨害行為の根絶を期する。(随時)
- (7) 踏切設備においては、しゃ断棹に発光材を取付け視認性の向上を図る。

○ 運転事故防止

1 実施計画の方針及び重点

鉄道の安全輸送を阻害する原因には、社員の取扱い錯誤、車両その他機器類の故障、踏切事故、強風、大雨、地震等の災害、外部の不法行為による妨害等多様化しているため、これら阻害事故に対応するため、その原因を究明し効果的な対策を樹立して、実効があがるよう各種運動及び諸対策を強力に推進する。

2 実施計画の内容

月別の各種運動と諸対策及び教育訓練の計画

月 別	内 容
4月	転入者の教育訓練、車両故障対策、踏切設備等の総点検、踏切事故防止キャンペーンの実施、春の全国交通安全運動の実施
5月	ゴールデンウィークの安全輸送、
6月	事故復旧体制の再点検、沿線警備
7月	線路故障対策(7月～8月)、夏季安全安定輸送強化運動(7月～8月)、夏の交通安全運動(7月～8月)、踏切事故防止キャンペーンの実施
8月	台風対策、健康管理、防災対策
9月	秋の全国交通安全運動の実施、踏切事故防止キャンペーンの実施、要注意踏切対策、自動車運転による事故防止対策

月 別	内 容
10月	社員の異常時における教育訓練、雪害対策
11月	凍結による各機器の故障対策、運転事故防止運動、運転関係従事者の適性考査と適性管理教育、各職場間相互診断の実施
12月	年末・年始輸送安全総点検運動（12月～1月）旅客誘導案内の指導強化、踏切事故防止キャンペーンの実施
1月	凍結事故防止対策
2月	列車妨害防止対策、冬期傷害事故防止対策
3月	春の全国車両火災予防運動、異動期に伴う事故防止対策、年度末工事に伴う事故防止の推進、運転関係従事者の教育考査
その他	乗務員の添乗指導（随時）、運転取扱者及び運転士の執務実態監査（年4回）

○ 気象情報の充実

1 実施計画の方針及び重点

防災情報システムにより、異常気象等の予報・警報等をローカルに把握できるようになったことから、鉄道交通の安全に係る異常気象に対し速やかに対応し、事故の防止軽減に努める。

2 実施計画の内容

- (1) 部内における雨量計、風速計、地震計等によるデータを総合した防災情報システムを活用し、正確な異常気象の状況をより早く通報して運転規制を厳正に行い、輸送の安全確保に努める。
- (2) 予報・警報等の伝達時間の短縮を図る。

実施機関

富士急行株式会社

○交通事故防止

1 実施計画の方針及び重点

春及び秋の交通安全運動実施時に、掲示物、チラシ、放送等により、鉄道の安全な利用を周知すると共に、踏切道の安全な通行及び線路内立ち入り並びに鉄道妨害行為等の防止を呼びかける。また、係員への教育を行い列車の警笛吹鳴励行、確実な停止処置及び巡回点検等の強化による事故防止を図る。

2 実施計画の内容

- (1) 幟旗、横断幕、放送及び注意看板増設並びに関係機関との連携によるPR活動等により鉄道事故防止を呼びかけ、踏切通行時及び鉄道利用時の安全意識の高揚を図る。
- (2) 小児の置き石や線路内立ち入り防止を訴えるチラシを沿線小学校に配布並びに踏切に危険行為防止の掲示を行い、児童の家庭を含めた事故防止の啓蒙を図るとともに学生児童等に対する啓蒙を行う。
- (3) 踏切施設の点検並びに事故防止機材の整備並びに4種踏切への簡易しゃ断桿設置を推進する。
- (4) 乗務員添乗指導により事故防止の為の要注意箇所に対する警笛吹鳴の励行及び危険防止のための早期ブレーキ操作の指導並びに駅施設点検の強化等の係員の安全確認について指導する。
- (5) 踏切以外の場所での立ち入り、横断による事故防止について、調査及び柵強化徹底並びに関係機関との協議を推進する。

○運転事故、輸送障害の防止

1 実施計画の方針及び重点

事故防止技術向上及び異常時対応能力向上のために、時節に応じた各種訓練並びに点検を実施し、係員の取扱、車両及び各施設又は火災等部外原因に起因する事故並びに長時間にわたる運行障害の発生防止を図る。また、夏季の台風、大雨、冬季の雪霜害に対しては本社及び各職場長による対策徹底による障害発生防止を図る。

2 実施計画の内容

各種運動並びに教育訓練の計画

運動並びに教育訓練内容	実施時期
新規採用者教育訓練	採用時
春の交通安全運動	4月又は5月
異常発生時対応訓練	7月
夏季輸送安全総点検	7月～8月
大規模地震防災訓練	9月
秋の交通安全運動	9月
車両故障時の救援訓練	11月
年末年始輸送安全総点検	12月～1月
車両火災予防運動	3月
運転取扱者取扱訓練	年2回
運転取扱者考査	3月
乗務員の添乗指導	各種運動実施時等 随時

○気象情報の充実

1 実施計画の方針及び重点

気象台からの異常気象情報収集並びに自所における気象観測体制（計器整備等）強化を行い、災害警備内規に基づき速やかに異常気象時の対応を行い、事故防止に努める。

2 実施計画の内容

- (1) 計測状況及び気象台等からの情報を収集する。本年度は橋梁桁下水位計1箇所の運用を開始する。
- (2) 内規に基づいた弱点箇所における巡回点検を実施する。

2 気象情報等の充実

実施機関	東京管区気象台（甲府地方気象台）
<p data-bbox="260 427 624 461">1 実施計画の方針及び重点</p> <p data-bbox="284 501 1469 611">鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、大雪、霧、地震、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速に取り得るよう予報・警報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。</p> <p data-bbox="284 620 1477 689">また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、第3の6で述べた気象観測予報体制の整備、地震・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。</p> <p data-bbox="284 698 1469 808">特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。</p> <p data-bbox="284 817 1469 969">また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等が取るべき防災対応について、平常時から火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。</p>	

第1 踏切道における交通の安全

1 全 般

実施機関	J R グループ（東日本旅客鉄道株式会社・東海旅客鉄道株式会社）
<p>○ 踏切事故防止総合対策について</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>県の区域における踏切事故を防止するため、第8次交通安全基本計画に基づき、踏切道の立体交差化、構造改良、保安設備等の整備、交通規制、統廃合等、各種の施策を実施してきたことにより大幅に改善された。しかし、踏切事故はひとたび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすものであることから、対策が多数残されている現状をかんがみ、引き続き踏切事故防止のために総合的な対策を講ずる観点から実施する。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>踏切施設の整備（舗装修繕）</p> <p>(1) 中央線関係 中央線 甲府～竜王間 長塚第二踏切</p> <p>(2) 身延線関係 電子踏切化</p> <p>○ 踏切道の交通規制と交通の安全確保</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>踏切事故は、そのほとんどが人命にかかわる悲惨なものであり、依然として多発傾向にあるが、この原因は、踏切無謀通行によるものが多いので、標識類の整備を関係機関に要請、施設等の改善及び整備を図るとともに交通状況を勘案した交通規制を実施して、踏切道における事故防止を図る。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 「とりこ」の脱出方法及び踏切非常ボタンの取扱方の周知徹底</p> <p>(2) 踏切照明設備及び注意標識の点検整備</p> <p>(3) 踏切及び線路の巡回強化</p> <p>(4) 安全通行のPR等広報活動の強化</p> <p>(5) 中央線では、交通量の多い箇所を選定し「安全運行モデル踏切」に指定して安全通行意識の高揚を図るとともに、関係機関と連携を密にして、安全思想の普及と事故防止の啓発を行う。</p> <p>(6) 身延線では、春・秋の全国交通安全運動の期間中に踏切事故防止訓練、踏切事故防止キャンペーンを実施し、自動車のドライバーに対して正しい踏切通行マナー及び異常時の列車停止手配等の取り扱いに関する知識を普及する。</p>	

3 交通規制について

- (1) 車両制限令（昭和63年7月17日、政令265号）により、道路幅員に対する通行可能な車両幅を制限されているので、このことを踏まえて踏切幅員3.5M未満の踏切は、大型車通行禁止（C規制）について、関係箇所と打ち合わせ調整を図り、実施できるよう取り組む。
- (2) 踏切幅員3.5M以上の無規制踏切でも、自動車の進出側に交差点又は曲がり角がある場合、大型車が1回で曲がりきれず当該車及び後続車が踏切内へ閉じ込められる危険がある。それら踏切についても同様、大型車通行禁止（C規制）ができるよう取り組む。
- (3) 第9次踏切事故防止総合対策計画で決定した、交通規制について関係機関と連携を保ち実施していく。
- (4) 中央線関係
交通規制 補修工事に伴い実施予定
- (5) 身延線関係
交通規制 補修工事に伴い実施予定

実施機関	富士急行株式会社
<p>○踏切道の整備</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>(1) 自動車通行量が多い踏切道を中心に、踏切保安設備、注意柵、看板等の施設改善による視認性向上並びに関係機関と連携した停止線等の設置を行い、踏切道における事故防止を図る。</p> <p>(2) 道路管理者である関係自治体と連携し、通行量の僅少な4種踏切の統廃合検討及び事故防止対策推進。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 視認性向上による安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報機の取替、警報灯のLED全方位化、夜間点滅灯の増設 ・遮断棹の視認性向上（タレベルトの設置、反射灯、反射テープの張替等）及び大口径化 ・停止線の設置要請 ・踏切防護柵の取替 ・踏切道敷板の整備 <p>(2) 踏切道の統廃合及び安全性向上</p> <p>通行量の僅少な4種踏切の廃止及び簡易遮断器設置等について関係機関と連携し推進する。</p> <p>○ 踏切道の交通の安全確保</p> <p>1 実施計画の方針及び重点</p> <p>踏切事故の原因で多い自動車等の無謀通行について、踏切保安設備、注意柵・看板等の施設改善による視認性向上並びに交通規制標識等の関係機関への設置要請を行い踏切道における事故防止を図る。</p> <p>2 実施計画の内容</p> <p>(1) 注意看板の増設、防護柵の点検整備</p> <p>(2) 踏切照明設備、踏切敷板の点検整備</p> <p>(3) 警報機、遮断桿の点検の徹底</p> <p>(4) 安全な運行及び踏切通行のPR等の広報活動 （沿線小学校での安全教室、関係機関とのチラシ配布等）</p>	